

令和4年度 加古川流域連携・県産木材利用推進事業審査要領

(目的)

第1 本要領は、県産木材の利用促進を図るため「加古川流域連携・県産木材利用推進事業」を実施するにあたり、別紙の募集要項により民間事業者等から提出のあった事業提案書を審査し、補助事業者を公正に選定することを目的とする。

(募集の公表)

第2 兵庫県東播磨県民局長(以下、「局長」という)は、本事業を実施しようとする民間事業者等を募集するときは県民局のホームページに公表して周知するものとする。

(審査を行う組織等)

第3 補助事業の選考等について審査するため、加古川流域連携・県産木材利用推進事業審査会(以下、「審査会」という)を設置する。

2 審査会の事務局を、東播磨県民局加古川農林水産振興事務所に置く。

3 審査委員は東播磨県民局加古川農林水産振興事務所長(以下、「所長」という。)、同総務企画室室長補佐兼班長(ビジョン・企画防災担当)及び同加古川農林水産振興事務所森林課長とする。

4 審査にあたっては所長を審査委員長とし、委員長は審査会の会務を総理する。

5 審査会は、審査委員の過半数の出席で成立する。

6 審査事項については急施を要するため、会長において審査会を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りにより審査をすることができる。

(審査の手順)

第4 応募のあった事業提案書について、各委員が審査基準に基づき審査を行い、評価点数をもとにした総合評価を踏まえ、補助事業者を2者選定する。

(審査基準)

第5 審査基準を以下のとおりとする。

(1) 総合的内容

補助対象事業における目標、スケジュール等が明確かつ妥当か。事業を適切かつ効果的に実施できる体制と事業ノウハウを備えているか。

(2) 県産木材の利用促進

東播磨地域において県産木材の利用促進に寄与するための効果的な普及啓発として内容は適切か。

(3) 将来性の見通し

未来を担う子どもたちが森林・林業の重要性を認識できるような内容や工夫がなされているか。

(4) 関係事業体との連携

事業の実施にあたり、相乗効果が発揮できるよう、関連する事業体等との連携が図られているか。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

